



## 見積書兼請書(物品購入・印刷製本)

## 記入例

請 担当課から見積合わせの日時が指定されている場合は指定日を記載してください。指定がない場合は見積書作成日又は提出日を記載してください。 見積金額を契約金額として、記載のとおりにお願いします。	見積年月日 令和〇〇年 6月 11日		住所 東京都調布市〇〇〇〇-〇-〇-〇		株式会社 〇〇商事 代表取締役 印
	社名 株式会社〇〇商事		代表者 代表取締役 〇〇 〇〇		
	納入場所 調布市〇〇課	見積金額(契約金額) ￥297,000円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥27,000円)		
納入期限 令和〇〇年 8月 17日					
品名	規格	数量	単価	金額	備考
事務用椅子	123-AB	5脚	18,000円	90,000円	
折りたたみ椅子	4-CDE	3脚	10,000	30,000	
平机	56789-F	6台	25,000	150,000	
「納入場所」欄、「納入期限」欄、明細欄(「品名」「規格」「数量」)は担当課が発注時に提示する内容を記載してください。(明細欄に消費税額を記載することも差し支えありませんが、その場合は見積金額(契約金額)欄のカッコ内と同じ金額を記載してください。)			契約締結権限者として調布市に登録している人の役職・氏名の記載と、契約締結権限者の印の押印が必要です。(社判は必須ではありません。社名・社判のみでは受理できませんのでご注意ください。)		
規格で特定が可能な場合など、発注者・受注者双方で共通認識できれば、単位はなくても差し支えありません。			金額は税込総額と、その内の税額を記載してください。(明細欄の個別の金額を税込で見積った場合は、カッコ内には「内税」と表記してください。)		

下欄は契約決定の通知後に契約事業者のみ記入すること。

契約年月日 令和〇〇年 6月 13日

契約決定後において、契約事業者のみ記入します。契約年月日は、見積年月日と同日の場合もありますし、見積年月日以降の日付の場合もあります。契約決定の通知の際に担当課に確認してください。

本件を請けたときは、次の条項を承諾のうえ誠実に履行いたします。

(納入遅延の違約金)

第1条 受注者の責に帰する事由により履行期限までに納入できない場合における違約金の額は、納入期限の翌日から起算して遅延日数1日につき、契約金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく率を乗じて得た額とする。

(検査)

第2条 納入物品は、調布市の定める検査に合格したものでなければならない。検査に要する費用及び検査のため、変質、変形又は消耗毀損したものは、全て受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要するものは、この限りでない。

2 前項の検査について調布市は、納入の日から10日以内に完了するものとする。

3 受注者は、調布市の指定する日時及び場所において検査に立会うものとする。受注者が立会いをしないときは、受注者は、検査の結果につき異議を申立てることはできない。

(引換え又は手直し)

第3条 検査の結果不合格と決定した納入物品は、受注者は、受注者の負担で遅滞なくこれを引き取り、速やかに引換え又は手直しを行い、納品しなければならない。

(引換)

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条

第20条

第21条

第22条

第23条

第24条

第25条

第26条

第27条

第28条

第29条

第30条

明細が不足する場合や別途仕様書がある場合には  
2枚目以降に明細の続き又は仕様書を綴っていただき、  
代表者印で割印をお願いします。

(本票の明細欄に「別紙明細書のとおり」と記載し、  
明細を全て2枚目以降にまとめることも可能です。  
その際にも代表者印で割印をお願いします。)

(引換及び危険負担)

第10条 納入物品の所有権は、第2条の検査に合格したときに移転するものとし、移転前に生じた損害は、調布市の故意又は過失による場合を除き全て受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第12条 受注者は、納入物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合は、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責を負うものとする。ただし、調布市の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

(その他)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、双方協議のうえ定めるものとする。